

## ○糸島市環境ボランティアネットワーク実施要領

### (目的)

第1 糸島市内で活動する環境ボランティアによる、環境ボランティアネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を設置し、環境ボランティアの活動の活性化を図ることで、糸島市の美しい環境の保全といきいきとしたまちづくりに寄与することを目的とする。

### (対象の範囲)

第2 ネットワークの対象とする環境ボランティアの活動の範囲は、次に掲げる活動とする。

- (1) 環境美化に関する活動(道路、河川等清掃、花いっぱい運動など)
- (2) 自然環境保全に関する活動(自然保護、松林再生、森林・海岸保全など)
- (3) その他の環境保全に関する活動

### (構成)

第3 ネットワークは、市内において第2に規定する環境ボランティア活動を行い、目的に賛同するもので構成する。

2 前項の賛同するものは、別に定める登録申請書を市長に提出するものとする。

### (活動内容)

第4 ネットワークの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 環境ボランティア活動に関する情報交換、情報発信
- (2) 環境イベント等での相互協力
- (3) ボランティアの育成研修、募集
- (4) その他、目的達成に必要なこと

### (会議)

第5 ネットワークの会議は、定例会と臨時会とし、事務局が招集する。

### (事務局)

第6 ネットワークの事務局は、糸島市生活環境部環境政策課に置く。なお、ネットワークの運営に当たっては、糸島市NPO・ボランティアセンターと連携して行う。

### (相談役)

第7 ネットワークの運営を潤滑にするため、必要に応じて構成団体の互選により相談役を置くことができる。

(秘密の保持)

第8 ネットワークの活動に関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定の例による。

(委任)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境政策課が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月19日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。